

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道
農業委員会名：浜中町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 211 |
| 自給的農家数 | |
| 販売農家数 | 211 |
| 主業農家数 | 182 |
| 準主業農家数 | 10 |
| 副業的農家数 | 19 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 547 |
| 女性 | 246 |
| 40代以下 | 104 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 173 |
| 基本構想水準到達者 | 6 |
| 認定新規就農者 | 5 |
| 農業参入法人 | |
| 集落営農経営 | |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | |

※ 農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|---|--------|--------|-----|-------|--------|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | | 14,700 | 14,700 | | | 14,700 |
| 経営耕地面積 | | 15,944 | 15,944 | | | 15,944 |
| 遊休農地面積 | | | | | | |
| 農地台帳面積 | | 18,777 | 16,326 | | 2,451 | 18,777 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 13 | 12 |
| 認定農業者 | — | 6 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 2 |
| 女性 | — | 3 |
| 40代以下 | — | |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | — | — | — |

* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|---|-------------|---------|
| | 14,700 ha | 16,696.4 ha | 113.6 % |
| 課 題 | 担い手への農地の確保・有効利用を図る上で、農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加及び農地の分散化防止に努めなければならない。 また、長期間にわたり賃貸借を行っている所有者に対しては、将来的に売買に移行するなどの対策を講じて利用集積を図る必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 200 ha (うち新規集積面積 ha) 目標設定の考え方:農地集積の実績が、毎年200ha前後となっている。今後も農林課と連携し、町が定める農業経営基盤強化促進基本構想に沿った利用集積を目指す必要があると考える。 |
| 活動計画 | 円滑な権利移動ができるよう広報誌・ホームページ・リーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知する。また、農地利用アンケート調査の結果を基に、年間を通じ担い手への利用集積に向けた掘り起こし活動を行う。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 平成29年度新規参入者数 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
|---------|--|----------------------|---------------------|
| | 1 経営体 | 1 経営体 | 0 経営体 |
| | 平成29年度新規参入者が取得した農地面積 | 平成30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 18 ha | 46 ha | 0 ha |
| 課 題 | 農業従事者の減少や高齢化により、新規就農は必要であると同時に現行の体制維持も最優先とする課題である。また、地域行事などへの積極的な参加や活躍がしやすいよう地域との交流、情報交換の場の提供なども必要である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|-------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 64 ha |
| 活動計画 | 新規就農者の確保は、全国的な課題となっている人口減少に対しても有効策であると考える。農協等関係機関と連携し新規就農者の参入促進に努める。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) 14,700 ha | 遊休農地面積(B) 0 ha | 割合(B/A×100) 0 % |
|-------------------|---|-------------------|--------------------|
| 課 題 | 農業従事者の減少や高齢化による遊休農地及び農地分散化の発生防止の強化に努める。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|-----------|---|---|
| 活動計画 | 目標 | 遊休農地の解消面積 0 ha | 目標設定の考え方:遊休農地はないが、農地パトロール(農地利用状況調査)を中心とした発生防止への指導の徹底と強化を図る。 |
| | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) 18人 | 調査実施時期 4月～10月 |
| | 調査方法 | 1 町内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。 2 調査区域を4地区に区切り、担当の農業委員会を定めて調査。 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納稅猶予特例適用農地を明確にして調査。 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 12月 | 調査結果取りまとめ時期 12月～1月 |
| | その他 | 日常業務の中で農地利用状況等の確認を行う。 | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) 14,700 ha | 違反転用面積(B) 0 ha |
|-------------------|---|-------------------|
| 課 題 | 違反転用が犯罪であることを町民に理解してもらうため、監視活動の強化や農地法などに基づく制度の周知徹底を図る必要がある。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 【違反転用の発生防止に向けた具体的な取組】 6月 広報誌で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知する。リーフレットで農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかける。 10月 重点監視地域での農地パトロールを実施する。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入